

## ○藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱

令和3年3月1日

制定

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等の自主的なまちづくり活動を行う団体等に対し、まちづくりに関する専門家（以下「まちづくりアドバイザー」という。）を派遣し、まちづくりに関する知識の普及や支援を行うことにより、もって市民主体のまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (派遣の対象)

第2条 まちづくりアドバイザーを派遣する対象は、自治会などの地域団体、まちづくりに関する活動を行う特定非営利活動団体（NPO団体）、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「まちづくり活動団体」という。）とする。

- (1) 主たる活動範囲が藤沢市内であるもの。
- (2) 市内に在住又は在勤するおおむね5人以上のもので構成されたもの。
- (3) 自主的かつ継続的にまちづくり活動を行うもの。
- (4) 営利を目的としないもの。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的としないもの。

### (まちづくりアドバイザーの業務)

第3条 まちづくりアドバイザーは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) まちづくりに関する相談に対するアドバイスを行うこと。
- (2) まちづくりに関する資料及び情報の提供を行うこと。
- (3) まちづくりに関する制度及び手法の紹介を行うこと。
- (4) まちづくり活動の育成及び支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、まちづくり活動を行うにあたり必要な指導又は助言を行うこと。

(派遣の申請)

第4条 まちづくりアドバイザーの派遣を受けようとするまちづくり活動団体の代表者（以下「派遣申請者」という。）は、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は速やかに内容を審査し、まちづくりアドバイザーの派遣を決定したときは、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により派遣申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりまちづくりアドバイザーの派遣を決定する場合においては、登録されたまちづくりアドバイザーの中から適した者を事前に選定した上で、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣依頼書（様式第3号）によりまちづくりアドバイザーに依頼するものとする。

3 市長は、まちづくりアドバイザーを派遣しない旨の決定をしたときは、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣不承認通知書（様式第4号）により派遣申請者に通知するものとする。

(派遣の取消し)

第6条 市長は、まちづくりアドバイザーの派遣を決定したまちづくり活動団体が、この要綱による派遣の目的に反したとき、又は派遣の目的を達成することができないと認めるときは、派遣の取消しをすることができる。

2 市長は、前項により派遣の取消しを決定したときは、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣取消通知書（様式第5号）により派遣申請者に通知するものとする。

(派遣結果の報告)

第7条 まちづくりアドバイザーの派遣を受けたまちづくり活動団体は、まちづくりアドバイザーの業務終了後14日以内に、その結果を藤沢市まちづくりアドバイザー派遣結果報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

2 まちづくりアドバイザーは、業務終了後14日以内に、その結果を藤沢市まちづくりアドバイザー派遣業務報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(派遣の回数)

第8条 まちづくりアドバイザーの派遣は、同一のまちづくり活動団体につき、1年度内に2回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(費用の負担)

第9条 まちづくりアドバイザーの派遣に要する費用は、市が負担する。ただし、会場費等その他の費用を要するときは、まちづくりアドバイザーの派遣を受けたまちづくり活動団体が負担するものとする。

(登録の要件)

第10条 まちづくりアドバイザーの登録の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において、都市計画又は建築に関する課程を修めて卒業した後、それらに関して5年以上の実務経験を有する者。
- (2) 都市計画又は建築に関して10年以上の実務経験を有する者。
- (3) 技術士（建設部門のうち都市及び地方計画）、一級建築士又は再開発プランナーの資格を有する者。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくりに関して一定の知識経験を有すると市長が認める者。

(登録の申請)

第11条 まちづくりアドバイザーの登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、藤沢市まちづくりアドバイザー登録申請書（様式第8号）により市長に申請するものとする。

(登録の決定)

第12条 市長は、前条の申請があった場合は速やかに内容を審査し、登録する旨を決定したときは、藤沢市まちづくりアドバイザー登録決定通知書（様式第9号）により

登録申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、まちづくりアドバイザーの登録をしない旨を決定したときは、藤沢市まちづくりアドバイザー登録非承認通知書（様式第10号）により登録申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第13条 まちづくりアドバイザーの登録は随時とし、登録の有効期間は、登録した日から5年を経過した日に属する年度の3月31日までとする。

（登録の更新）

第14条 まちづくりアドバイザーが引き続き登録を希望するときは、有効期間満了の1月前までに藤沢市まちづくりアドバイザー登録更新申請書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

- 2 第12条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 3 更新した場合の登録の有効期間は、登録の更新をした日から5年を経過した日に属する年度の3月31日までとする。

（登録内容の変更）

第15条 まちづくりアドバイザーは、登録内容に変更が生じたときは、藤沢市まちづくりアドバイザー登録内容変更届出書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

（登録の依頼）

第16条 市長は、都市計画又は建築等のまちづくりに関して専門的な知識と経験を有すると認められる者に対して、まちづくりアドバイザーに登録する旨を依頼することができる。

- 2 市長は、前項に規定する者の承諾が得られたときは、まちづくりアドバイザーに登録するものとする。
- 3 前2条の規定は、前項の規定により登録されたまちづくりアドバイザーには適用しない。

(登録の抹消)

第17条 市長は、まちづくりアドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) この要綱による派遣の目的に反したとき、又は派遣の目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) 業務内容に違反する等、著しく不誠実な行為があったと認めたとき。
- (3) 登録辞退の申し出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の抹消を適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による登録の抹消を決定したときは、藤沢市まちづくりアドバイザー登録抹消通知書(様式第13号)によりまちづくりアドバイザーに通知するものとする。

(まちづくりアドバイザーの責務)

第18条 まちづくりアドバイザーは、業務実施によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指導及び助言)

第19条 市長は、まちづくりアドバイザーを派遣したまちづくり活動団体に対し、この要綱による派遣の目的達成のため必要な限度において、指導又は助言をすることができる。

(庶務)

第20条 まちづくりアドバイザー派遣に関する庶務は、都市計画課にて処理する。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。



様式第1号（第4条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー派遣申請書

年 月 日

（宛先）藤沢市長

所在地

団体名

代表者

連絡先

まちづくりアドバイザーの派遣を受けたいので、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

アドバイザーに依頼する業務の概要	
派遣を希望するアドバイザー	
派遣希望日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
参加予定人数	人
会場	
備考	

※ 派遣を希望するアドバイザーについては、特に希望がない場合は記入不要です。

※ 会場については、申請者でご準備ください。

藤沢市まちづくりアドバイザー派遣決定通知書

年 月 日

様

藤沢市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりアドバイザーの派遣については、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第5条の規定により、次のとおり派遣することを決定したので通知します。

アドバイザーに依頼する業務の概要	
派遣するアドバイザー	
派遣日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
派遣会場	
派遣の条件	アドバイザーに対する謝金は市で負担します。ただし、会場費等その他の費用は申請者で負担してください。 その他、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱を遵守願います。
備考	



藤沢市まちづくりアドバイザー派遣依頼書

年 月 日

様

藤沢市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりアドバイザーの派遣については、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第5条の規定により、次のとおり依頼します。

アドバイザーに依頼する業務の概要	
まちづくり活動団体	
派遣日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
派遣会場	
派遣の条件	アドバイザーに対する謝金（交通費含む。）は市で負担します。その他、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱を遵守願います。また、派遣途中の事故等について、市は一切の責任を負いません。
備考	

様式第4号（第5条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー派遣不承認通知書

年 月 日

様

藤沢市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりアドバイザーの派遣については、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第5条の規定により、次のとおり不承認としましたので通知します。

不承認の理由)

様式第5号（第6条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー派遣取消通知書

年 月 日

様

藤沢市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりアドバイザーの派遣については、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第6条の規定により、次のとおり取消しましたので通知します。

取消しの理由)

様式第6号（第7条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー派遣結果報告書

年 月 日

（宛先）藤沢市長

所在地

団体名

代表者

連絡先

まちづくりアドバイザーの派遣を受けたので、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

派遣された アドバイザー	
派遣日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
派遣会場	
参加者及び人数	
アドバイス等の内容	

※ 必要があれば、別紙に記入してください。

様式第7号（第7条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー派遣業務報告書

年 月 日

（宛先）藤沢市長

住 所

氏 名

まちづくりアドバイザーの派遣業務を行ったので、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

まちづくり活動団体	
派 遣 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
派 遣 会 場	
アドバイス等の内容	

※ 必要があれば、別紙に記入してください。

※ 当日使用した資料等を添付してください。

様式第8号（第11条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー登録申請書

年 月 日

（宛先）藤沢市長

住 所

氏 名

まちづくりアドバイザーとして登録したいので、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

専 門 分 野	
業 務 経 歴	実務・実績・経験等
資 格 ※ 資格取得を称する書類の写しを添付	免許・資格（登録年月日・登録番号）
勤 務 先	名称・所在地・電話番号

※ 必要があれば、別紙に記入してください。

様式第9号（第12条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー登録決定通知書

年 月 日

様

藤沢市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりアドバイザーの登録については、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第12条の規定により、次のとおり登録することを決定したので通知します。

登 録 番 号	藤沢市まちづくりアドバイザー登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

様式第10号（第12条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー登録非承認通知書

年 月 日

様

藤沢市長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくりアドバイザーの登録については、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第12条の規定により、次のとおり非承認としましたので通知します。

非承認の理由)



様式第11号（第14条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー登録更新申請書

年 月 日

（宛先）藤沢市長

住 所

氏 名

まちづくりアドバイザーとしての登録を更新したいので、藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第14条の規定により申請します。

登 録 番 号	藤沢市まちづくりアドバイザー登録第	号
登 録 年 月 日	年 月 日	

様式第12号（第15条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー登録内容変更届出書

年 月 日

（宛先）藤沢市長

住 所

氏 名

年 月 日付で登録を受けた内容に変更を生じたので、次のとおり  
届け出ます。

登 録 番 号	藤沢市まちづくりアドバイザー登録第 号
変 更 内 容	

様式第13号（第17条関係）

藤沢市まちづくりアドバイザー登録抹消通知書

年 月 日

様

藤沢市長

藤沢市まちづくりアドバイザー派遣要綱第17条の規定により、次のとおり登録を抹消しましたので通知します。

登 録 番 号	藤沢市まちづくりアドバイザー登録第 号
登 録 抹 消 年 月 日	年 月 日
抹 消 事 由	